

(一社) 埼玉県建築士事務所協会会員様限定

※ご参加ご希望の方は支部名・事務所名・参加者名を記入した物（書式自由）を
平成 27 年 2 月 6 日（金）までに FAX048-864-9381 まで送信してください。

改正省エネ基準と省エネ住宅ポイント制度がかわる 講習会・相談会

埼玉県住まいづくり協議会
サステイナブル研究委員会
委員長 福島 直樹

埼玉県住まいづくり協議会の活動については、日ごろから格別の御協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

このたび、当協議会では改正省エネ基準及び省エネ住宅ポイント制度についての講習会及び相談会を実施することといたしました。

皆様のお役に立てる内容となっておりますので、是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。ご参加いただける場合は、お手数ですが2月12日（木）までに下記の申し込み先へメール又はファックスにてお申込みください。

記

- 1 日 時：平成27年2月20日（金） 13時15分～16時45分 ※開場 12時45分
- 2 場 所：埼玉県県民活動総合センター 307 セミナー室
- 3 内 容
 - 13：15～14：15 2020年省エネ義務化 ～低炭素住宅ビジネスの将来有望性～
(一般社団法人日本エネルギーパス協会 代表理事 今泉 太爾 氏)
 - 14：15～14：25 休 憩
 - 14：25～15：25 省エネ住宅ポイント・フラット35Sと改正省エネ基準
 - 14：25～15：35 休 憩
 - 15：35～15：50 改正省エネ基準の計算方法と提出書類について
 - 15：50～16：05 フラット35S適合証明等の手続きについて
 - 16：05～16：20 埼玉県からのお知らせ
 - 16：20～16：45 相談等
- 4 参 加 費：無 料